

26水管第2335号  
平成27年2月20日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第248号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の  
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26  
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同  
条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた  
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第  
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現 行																																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成26年11月26日 <u>公表</u> <u>平成27年2月20日一部改正</u></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>さんま</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>すけとうだら</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td style="text-align: right;"><u>257,400</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>まあじ</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td style="text-align: right;">212,400</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>まいわし</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td style="text-align: right;">424,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>するめいか</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td style="text-align: right;"><u>425,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ずわいがに</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1・2) (略)</p> <p>(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月		2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	<u>257,400</u>	3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400	4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月		6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	<u>425,000</u>	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月		<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成26年11月26日</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>さんま</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>すけとうだら</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>まあじ</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td style="text-align: right;">212,400</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>まいわし</td> <td>平成27年1月～12月</td> <td style="text-align: right;">424,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>するめいか</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ずわいがに</td> <td>平成27年7月～平成28年6月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1・2) (略)</p> <p>(注3) さんま、<u>すけとうだら</u>、まさば及びごまさば、<u>するめいか</u>並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月		2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	_____	3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400	4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月		6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	_____	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月																																																															
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	<u>257,400</u>																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月																																																															
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	<u>425,000</u>																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月																																																															
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月																																																															
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	_____																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月																																																															
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	_____																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月																																																															

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	242,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	182,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	523,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,445</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>161,200</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	242,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	182,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	523,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,355</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000

5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000
		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	53,000
		(3) 太平洋の海域	123,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,858
		(2) B海域	31
		(3) D海域	375
		(4) E海域	181

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	53,000
		(3) 太平洋の海域	123,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,768
		(2) B海域	31
		(3) D海域	375
		(4) E海域	181

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	<u>3,700</u>
		(2) オホーツク海の海域	<u>52,500</u>
		(3) 太平洋の海域	<u>105,000</u>
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365
富山県	<u>49</u>
石川県	<u>430</u>

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365
富山県	<u>28</u>
石川県	<u>352</u>

福井県	278
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	94,300

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) (略)

第7～第12 (略)

福井県	208
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(7) (略)

第7～第12 (略)